

平成20年5月20日

各位

株式会社ほっかほっか亭総本部
代表取締役 青木 達也

「ほっかほっか亭」商標権の独占的使用権について

平成20年4月28日付け「株式会社プレナスの損害賠償請求棄却判決について」でお知らせした通り、株式会社プレナス（以下「プレナス」といいます。）が「ほっかほっか亭」の一部商標の商標権者として当社を提訴していた請求は棄却され、当社に無償の独占的通常使用権が認められました。この判決は、控訴期間の満了により、既に確定しております。

先日、プレナスは、上記判決が認めた当社の無償の独占的通常使用権について、その設定合意を解約する旨の通知を当社に行つたとリリースしておりますが、上記判決は、当社の独占的通常使用権が、「ほっかほっか亭」フランチャイズ・チェーンが存続する限り継続することを認めたものであり、プレナスが主張する解約や、それを理由として当社が使用権を失う事態が生じる余地はありません。

当社は、プレナスの不当な主張に関わりなく、今後も、「ほっかほっか亭」として、皆様に愛される持ち帰り弁当事業を継続して参ります。

以上